

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課	担当者	春成					
事務事業名	特別保育対策促進補助金交付事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、障害児保育事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成29年度 予算額	19,800 千円	国県支出金 千円	一般財源 19,800 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	利用ニーズに対する受入率 (%)		100%	平成34年度				
成果指標②								
補助対象者	障害児保育事業を実施する保育所等は、障害児保育の推進を図るため、日々通所できる障害児及び特別児童扶養手当等の支給対象障害児の障害児保育を実施している保育所等で、鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条に規定する保育士又は鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第54号第3条に規定する保育教諭等のほか、事業実施のために必要な保育士又は看護師を配置しているものであって、市長が指定したものである。							
補助対象経費	障害児保育事業補助金は、実施要綱により実施する事業に必要な経費について交付する。							
補助対象事業・活動の内容	保育に欠ける児童のうち、心身に障害を有する児童の保育所における受入を促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図る。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	障害児保育事業補助金の額は、別表の補助基準額と次条に定める経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。							
上記項目の積算方法	1 障害児当たり月額 75,000 円							
補助を受ける事業（団体）等の経過	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	6,502,870	27.0%	2,730,433	14.5%	972,336	4.5%
		会費収入	6,502,870	27.0%	2,730,433	14.5%	972,336	4.5%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	17,550,000	73.0%	16,100,000	85.5%	20,550,000	95.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	24,052,870	100.0%	18,830,433	100.0%	21,522,336	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	24,052,870	100.0%	18,830,433	100.0%	21,522,336	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	24,052,870	100.0%	18,830,433	100.0%	21,522,336	100.0%		
支出計/前年度支出計				78.3%		114.3%		
自己資金/前年度自己資金				42.0%		35.6%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		8		7		8		
成果指標の推移①		100%		100%		100%		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】障害児保育事業補助金の補充が充てられる保育士人件費について、人員配置が保育が保育上適切な人数となるよう、障害の度合いも勘案しながら保育士人員の配置基準を検討されたい。 【前回評価への回答】 保育施設では障害の度合いも考慮しながら、保育士配置基準で対応可能な障害児数を受け入れている。 【補助事業以外の事業】市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園において児童福祉の充実を図っている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園・医療機関が運営する施設で実施する事業であり、実施する園に対し補助を実施し、子育て支援体制と児童福祉の充実を図る。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	保育に欠ける児童のうち、心身に障害を有する児童の保育所における受入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ることを目的として当該事業を実施する事業主体に対し、補助金を交付する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる地域ぐるみの体制の促進が目標であり、各認可保育所・認定こども園等で実施しており、希望するすべての障害児が健常児と同程度の保育を受けられる体制づくりを促進している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各地域の認可保育所・認定こども園・医療機関が運営する施設で実施することで、専門知識を有する看護師・保育士による適切な保育を実施することができる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	事業実施に当たっては、実質的に市の補助金により運営できている状況であり、児童の処遇安全の確保・保護者の育児相談等を考慮した場合、今後も引き続き補助が必要である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	国・県の動向を見極め、他の保育に対する補助金との関係性を研究し整理統合も必要であるが、それまでは現行どおり補助が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園・医療機関が運営する施設であり、十分公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市内の認可保育所・認定こども園・医療機関が運営する施設で実施することで、専門的知識を有する看護師・保育士による適切な保育が実施できるものであり、現在のところ、補助金交付が最も適当な手段と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、当該事業実施に係る部分の支出のみとなっており、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 現在のところ市の単独補助であるが、一部交付税措置されており、現状のまま継続することで実施施設の負担軽減を図る。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 国・県等の補助金の動向を見極め、同様の補助金が制定された場合には、整理統合を検討する。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

障害児保育事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる障害児保育事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 障害児保育事業補助金に係る補助事業等は、薩摩川内市障害児保育事業実施要綱（平成18年薩摩川内市告示第121号。以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 障害児保育事業補助金の額は、別表の補助基準額と次条に定める経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第4条 障害児保育事業補助金は、実施要綱により実施する事業に必要な経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 障害児保育事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月末日とする。

2 障害児保育事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害児保育事業所要額明細書（様式第1号）
- (2) 障害児保育事業対象経費支出予額積算内訳表（様式第2号）
- (3) 実施要綱第3条の対象児童であることを証明するもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 障害児保育事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、障害児保育事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 障害児保育事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自

ら行った評価に関する書類

- (2) 障害児保育促進事業収支精算明細書（様式第3号）
- (3) 障害児通園状況報告書（様式第4号）
- (4) 障害児保育事業対象経費支出済額積算内訳表（様式第5号）
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（効果の測定）

第8条 障害児保育事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市における就学前の障害児数に占める障害児入所者数の割合を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 障害児保育事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 障害児保育事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月27日から施行し、改正後の障害児保育事業補助金交付要領の規程は、平成25年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助基準内容	補助基準額（1か所当たり）
1 障害児につき	1 障害児当たり月額 75,000円